

令和7年度盛岡市ケアラズスクール企画・運営業務委託公募型プロポーザル審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、令和7年度盛岡市ケアラズスクール企画・運営業務委託（以下「事業」という。）について、提案申込者の中から契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定審査員)

第2 提案申込者の中から契約候補者を選定するため、選定審査員を置く。

2 選定審査員は、事業を所管する部等の職員のうちから市長が命じた者をもって充てるものとする。

(選定の基準)

第3 選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 将来の家族介護に不安を持つ者及び家族介護者への支援について明確な考えがあること。
- (2) 事業目的に合致した企画運営が行われること。
- (3) 事業を円滑に管理・運営するために必要な組織体制が整っていること。
- (4) 民間の特性が発揮されていること。
- (5) 当該業務および法人・団体等に関する法令等の遵守が十分に確保されかつ個人情報適正に管理される体制が整っていること。

(審査の方法)

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき「令和7年度盛岡市ケアラズスクール企画・運営業務委託公募型プロポーザル審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、各選定審査員が各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとにあらかじめ定める掛け率を掛け、審査点を算定するものとする。

2 評価表は、別紙のとおりとする。

(選定の方法)

第5 第4の審査の結果から、各選定審査員の審査点の総合計の最も多い提案申込者を契約候補者とする。ただし、いずれの提案申込者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、契約候補者なしとする。

2 前項の場合において、各選定審査員の審査点の総合計の最も多い提案申込者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の項目(2)、(3)及び(5)の項目における各選定審査員の審査点の合計の最も多い提案申込者を契約候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の項目(2)、(3)及び(5)の項目における各選定審査員の審査点の合計の最も多い提案申込者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって契約候補者を決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、評価表の項目のいずれかに、各選定審査員の審査点の合計が0点の項目があった提案申込者は、失格とする。

(評価表の公表)

第6 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第7 選定結果は提案申込者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第8 選定に関する庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

附 則

この要領は決裁の日から施行する。